

教育要項

(抜 粹)

2025 年度

学校法人 医療創生大学
千葉・柏リハビリテーション学院
Chiba Kashiwa Rehabilitation College

学則 第4章 教育課程、授業単位数、履修方法等

(卒業の認定)

第27条 卒業の認定は、全課程を修了した者に対して、教職員会議の議を経て学院長が行う。

- 2 卒業の認定に係る詳細については、別に定める。

細則 5:履修方法等に関する規程

(卒業認定)

第18条 卒業は、教職員会議の議を経て学院長が認定する。

- 2 卒業までに必要とされる単位を全て修得していない場合は、卒業を認めない。
- 3 卒業認定の期日までに、学納金及び諸経費に未納がある場合には、卒業を認めない。
- 4 学院長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。